

竹田看護専門学校 学校運営委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、学則第 28 条一の学校運営委員会議に関し必要な事項を定める。

(会議の目的)

第2条 この委員会は、学校長の諮問機関として学校運営の円滑化を図るために必要な事項について学校長の諮問に答えるものとする。

2 この委員会は、学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の保証と向上を図ることを目的とする。

(委員の構成)

第3条 この委員会の委員は、学校長及び学校長の委嘱する者をもって構成する。

- 1) 一般財団法人竹田健康財団 竹田総合病院 病院長
- 2) 一般財団法人竹田健康財団 法人事務局長
- 3) 一般財団法人竹田健康財団 竹田総合病院 総看護部長
- 4) 一般財団法人竹田健康財団 竹田総合病院 総務部長
- 5) 一般財団法人竹田健康財団 竹田総合病院 総務課長
- 6) 一般財団法人竹田健康財団 財務部長
- 7) 一般財団法人竹田健康財団 人材開発課課長
- 8) 一般財団法人竹田健康財団 竹田看護専門学校 学校長
- 9) 一般財団法人竹田健康財団 竹田看護専門学校 副学校長
- 10) 一般財団法人竹田健康財団 竹田看護専門学校 教務主任
- 11) 一般財団法人竹田健康財団 竹田看護専門学校 事務長
- 12) 一般財団法人竹田健康財団 竹田看護専門学校 副教務主任

(委員の任期)

第4条 第 3 条の職にある限り任期とする。

(会務)

第5条 学校長は、会を代表して委員を招集し議長となり、会務を総括する。

2 議長に事故のあるときは、あらかじめ指名された委員がこれを代行する。

(会議の開催)

第6条 この委員会の定例会議は、年度の初めと終わりの2回とし、必要に応じて臨時に招集するものとする。

- 2 会議は委員の過半数以上の出席者において開催する。
- 3 委員の過半数以上から開催の要求があったときは、会議を招集しなければならない。
- 4 学校長は、必要に応じて委員以外の者を会議に列席させ意見を求めることができる。ただし、議決に加えることはできない。

(審議)

第7条 この委員会の定例会議では、次の事項を審議する。

- 1) 学則その他重要な規程の制定及び改廃に関する事
- 2) 学生の入学、退学、復学及び卒業に関する事
- 3) 予算ならびに決算に関する事
- 4) 学校評価に関する事
- 5) 学生ならびに教職員の褒章、懲戒に関する事
- 6) その他学校の経営管理に関し重要と認めた事項

(雑則)

第8条 この規程に定めるほか、学校の経営その他の必要な事項は、この委員会において決定する。

- 2 この委員会議では議事録を作成し、2名以上の委員の署名を必要とする。

附則

この規程は、昭和52年6月11日より実施する。

この規程は、平成13年4月1日より実施する。

この規程は、平成14年4月1日より実施する。

この規程は、平成17年4月1日より実施する。

この規程は、平成19年4月1日より実施する。

この規程は、令和2年4月1日より実施する。

この規程は、令和4年4月1日より実施する。

この規程は、令和5年4月1日より実施する。